

新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱

〔 27 生産第 2955 号
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知 〕

一部改正 平成29年 3 月 31 日付け28生産第2160号

最終改正 平成30年 4 月 1 日付け29生産第2272号

(通則)

第1 新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、新しい園芸産地づくり支援事業実施要綱（平成28年 4 月 1 日付け27生産第2954号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年 6 月 23 日農林水産省告示第899号）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年 6 月 23 日農林水産省告示第900号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成18年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所に委任した件（平成18年 6 月 20 日農林水産省告示第881号）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2 本補助金は、マーケットインの発想で、実需者ニーズに対応した園芸作物の安定生産・安定供給を実現するため、まとまった規模で安定的な園芸作物の生産及び供給が可能となる水田地帯において、水稻から園芸作物への作付転換により新たな園芸産地を育成するほか、加工・業務用野菜への転換に必要な生産技術の導入を推進し、新たな園芸産地づくりに向けた生産振興対策を図ることを目的とする。

(交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱別表に定める事業実施主体（以下「補助事業者」という。）が行う実施要綱別表の事業種類に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象経費の区分及びこれに対する補助率は、別表1に定めるところによる。

(申請手続)

第4 交付規則第2条の大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、交付申請書正副2部を別表2に掲げる補助事業者の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「交付決定者」という。）に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条の大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、交付決定者が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 交付決定者は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうち、補助金を交付すべきものと認めたときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、交付申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を交付決定者に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者（都道府県を除く。以下本条において同じ。）は、補助事業の一部を他の者に実施させる場合は、この要綱の各条項を内容とする実施に関する契約を締結し、交付決定者に届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、貸借、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めるとし、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第9 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更等承認申請書正副2部を交付決定者に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象経費の区分ごとの配分された額を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第10に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 交付決定者は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

第10 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

第11 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類正副2部を交付決定者に提出し、その指示を受けなければならない。

(概算払)

第12 補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号による概算払請求書正副2部を交付決定者及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書に基づく財務大臣との協議が調った日以降とする。

(状況報告)

第13 補助事業者は、補助事業の交付決定に係る年度の第3・四半期の末日現在において別記様式第5号により事業遂行状況報告書正副2部を作成し、当該年度の1月末までに交付決定者に提出しなければならない。ただし、別記様式第4号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。

2 前項に規定する時期のほか、交付決定者は事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第14 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第6号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したときは、その日から1ヶ月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書正副2部を交付決定者に提出しなければならない。

2 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第7号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに交付決定者に報告するとともに、交付決定者による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日まで

に、同様式により交付決定者に報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第15 交付決定者は、第14第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。
- 2 交付決定者は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付決定の取消等)

- 第16 交付決定者は、第9第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく交付決定者の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 交付決定者は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 交付決定者は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第15第3項

の規定を準用する。

(財産の管理等)

第17 補助事業者は、補助対象経費（補助事業を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

第18 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。

2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する処分制限期間（以下「処分制限期間」という。）とする。

3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ交付決定者の承認を受けなければならない。

4 前項の承認については、第17第2項の規定を準用する。

(補助金の経理)

第19 補助事業者は、補助事業についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等においては、当該取得財産等の処分制限期間中、前二項に規定する帳簿等に加え、別記様式第8号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

(交付決定額の下限)

第20 交付決定額の下限は、3,500万円とする。ただし、生産局長が特に必要と認めたものに対して交付するときは、この限りでない。

(補助金調書)

第21 補助事業者が都道府県の場合は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、別記様式第9号による

補助金調書を作成しておかなければならない。

(間接補助金交付の際付すべき条件)

第22 補助事業者は、間接補助事業者に補助金を交付するときは、本要綱第1から第21までの規定に準ずる条件を付さなければならない。

また、補助事業者は、地方公共団体以外の間接補助事業者に補助金を交付するときは、間接補助事業者に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

- 2 間接補助事業者は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争入札に付さなければならない。ただし間接補助事業の運営上、一般の競争入札に付すことが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をすることができる。
- 3 間接補助事業者は、前項により契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第10号による指名停止等に関する申請書の提出を求め、当該申請書の申請のないものについては、競争入札等に参加させてはならない。

附 則

- 1 この通知は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 野菜価格安定対策費補助金交付要綱（昭和47年8月10日付け47蚕園第2523号農林事務次官依命通知）及び産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成22年4月1日付け21生産9814号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成27年度までに実施した加工・業務用生産基盤強化事業及び青果物流通システム高度化事業については、この通知の施行後、本通知の相当規定により取り扱うものとする。

附 則

この通知は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月1日付け29生産第2272号）

- 1 この改正は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 新しい野菜産地づくり推進費補助金交付要綱（平成28年4月1日付け27生産第2955号農林水産事務次官依命通知）に基づき、平成29年度に実施した加工・業務用生産基盤強化事業及び青果物流通システム高度化事業については、なお従前の例による。

別表1（第3、第10関係）

区分	経費	補助率	重要な変更	
			経費の配分の変更	事業の内容の変更
1 国産農産物生産・供給体制強化対策地方公共団体事業費補助金	<p>園芸作物生産転換促進事業（都道府県推進事業）</p> <p>1 産地の合意形成に向けた取組</p> <p>(1) 協議会の開催に係る経費</p> <p>(2) 園芸作物の生産体制の整備に係る経費</p> <p>2 品種の選定や出荷先の確保に向けた取組</p> <p>(1) 試験栽培の実施に係る経費</p> <p>(2) 品種の加工適性試験に係る経費</p> <p>(3) GAP・トレーサビリティ手法の導入に係る経費</p> <p>(4) 販路拡大の取組に係る経費</p> <p>3 排水対策、栽培技術等の確立に向けた取組</p> <p>(1) 排水対策に必要な地下水位制御システム等の施工に係る経費</p> <p>(2) 果樹園地整備に係る経費</p> <p>(3) 栽培技術の確立や技術講習会に係る経費</p> <p>4 機械・施設のリース方式による導入等の取組</p> <p>(1) リース方式による機械・施設の導入に係る経費</p> <p>(2) 省力化・安定生産に必要な生産資材の導入に係る経費</p> <p>(3) 新植果樹の適正管理体制の導入に係る経費</p> <p>(4) 栽培技術の確立や研修会に係る経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>1/2以内</p> <p>1/2以内</p> <p>定額</p> <p>定額</p>	<p>1 事業費又は国庫補助金の1から4の経費の相互間における30%を超える増減</p> <p>2 補助率が異なる経費ごとの相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の名称の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
2 国産農産物生産・供給体制強化対策事業費補助金	<p>1 園芸作物生産転換促進事業（全国推進事業）</p> <p>(1) 全国協議会の設置・運営に係る経費</p> <p>(2) 先進的な生産技術の普及に向けた取組に係る経費</p> <p>(3) 先進的な出荷技術の普及に向けた取組に係る経費</p>	<p>定額</p>	<p>事業費又は国庫補助金の（1）から（3）の経費の相互間における30%を超える増減</p>	<p>1 事業の中止又は廃止</p> <p>2 補助事業者の名称の変更</p> <p>3 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>4 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>

	<p>2 加工・業務用野菜生産基盤強化事業</p> <p>(1) 加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業 実施要綱第2の2の(1)に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が行う加工・業務用野菜生産基盤強化推進事業に要する経費</p> <p>(2) 加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業 実施要綱第2の2の(2)に基づき、独立行政法人農畜産業振興機構が行う加工・業務用野菜生産基盤強化支援事業に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>	<p>経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費の相互間における経費の増減</p>	<p>1 事業費の30%を超える増又は国庫補助金の増</p> <p>2 事業費又は国庫補助金の30%を超える減</p>
--	---	---------------------	---	---

別表2 (第4、第5、第6、第7、第8、第9、第11、第12、第13、第14、第15、第16、第18関係)

事業名	補助事業者の区分	交付決定者
<p>1 園芸作物生産転換促進事業 (都道府県推進事業)</p>	<p>下記以外の都府県</p>	<p>当該都道府県を管轄する地方農政局長</p>
	<p>沖縄県</p>	<p>内閣府沖縄総合事務局長</p>
	<p>北海道</p>	<p>北海道農政事務所長</p>
<p>2 園芸作物生産転換促進事業 (全国推進事業)</p>	<p>左欄の事業を実施する補助事業者</p>	<p>農林水産大臣</p>
<p>3 加工・業務用野菜生産基盤強化事業</p>	<p>独立行政法人農畜産業振興機構</p>	<p>農林水産大臣</p>

別記様式第1号（第4関係）

平成〇〇年度新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち

{ 園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）
加工・業務用野菜生産基盤強化事業 } (※) 交付申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
(別表2に定める交付決定者名を記入)

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年度において、平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱の第4の規定に基づき、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金〇〇〇円の交付を申請する。

(注)

- 1 計画承認の事業内容から変更がある場合には、計画承認を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正した該当資料ページを添付して提出すること。(修正前を上段括弧書で二段書)
 - 2 前記1により、計画承認の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「平成〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画承認があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
 - 3 申請の際には以下の書類を添付することとする。
 - (1) 園芸作物生産転換促進事業(都道府県推進事業)を実施する補助事業者については、産地事業計画書の写し及び当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。
 - (2) 加工・業務用野菜生産基盤強化事業を実施する補助事業者については、別添を添付すること。
- (※) 園芸作物生産転換促進事業を実施する場合は、別表1の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

(別記様式第1号別添)

総括表

区 分	補 助 金	備 考
	円	
合 計		

(注) 該当する事業についてのみ作成すること。

I 事業の目的

II 事業の内容及び計画 (又は実績)

III 経費の配分及び負担区分

(注) 生産局長が承認した本事業の実施計画から変更がない場合は省略することができる

区 分	補助事業に 要する経費 〔又は要した経費〕 (A) + (B)	負担区分		備 考
		国庫補助金 (A)	自己負担金 (B)	
	円	円	円	
計				

(注) 「備考」の欄には、仕入に係る消費税相当額について、これを減額した場合には「除税額〇〇円のうち国費〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」と記入すること。

IV 事業完了予定 (又は完了) 年 月 日

V 収支予算（又は精算）

1 収入の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	〔又は 本年度精算額〕	〔又は 前年度精算額〕	増	減	
国 庫 補 助 金		円	円	円	
自 己 負 担 金					
計					

2 支出の部

区 分	本年度予算額	前年度予算額	比較増減		備考
	〔又は 本年度精算額〕	〔又は 前年度精算額〕	増	減	
		円	円	円	
計					

VI 添付書類

- 1 定款又は寄付行為
- 2 当該事業年度の事業実施計画及び収支予算
- 3 資金の管理に関する規定

別紙様式第2号（第8第3項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

間接補助事業者 殿

所在地
商号名又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。

別記様式第3号（第9関係）

平成〇〇年度新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち

{ 園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）
加工・業務用野菜生産基盤強化事業 } (※) 変更承認申請書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
(別表2に定める交付決定者名を記入)

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱の第9の規定に基づき申請する。

記

変更（中止・廃止）の理由

- (注) 1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書で変更前を上段で括弧書）した該当資料ページを添付して提出すること。また、同様式中「事業の目的」を「変更（中止・廃止）の理由」と置き換えること。
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業変更承認申請書」を「〇〇事業の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱別紙1第8の規定により申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱別紙1の規定により、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と置き換えること。
- (※) 園芸作物生産転換促進事業を実施する場合は、別表1の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第4号（第12関係）

平成〇〇年度新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち

{ 園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）
 加工・業務用野菜生産基盤強化事業 } (※) 概算払請求書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
 (別表2に定める交付決定者名を記入)
 官署支出官 地方農政局総務部長 殿

注：北海道及び機構の場合は
 農林水産大臣
 官署支出官 農林水産省大臣官房経理課経理調査官

注：沖縄の場合は
 内閣府沖縄総合事務局長
 官署支出官 沖縄総合事務局総務部長

補助事業者名
 (都道府県名)
 所在地
 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱の第12の規定により、下記により金〇〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。注³（また、併せて同要綱別紙1第12の規定により第〇四半期の遂行状況を報告する。）

記

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況 報告 平成〇年〇 月末日の出 来高	(C) 今回請求額		(A)-(B)-(C) 残額		事業完了予定 年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇 日までの 予定 出来高	金額	〇月〇 日までの 予定 出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		

- (注) 1 「区分」欄には、別記様式第1号別添の「第4必要経費 1経費の配分と」に記載された事項について記載すること。
- 2 第12の規定により、概算払と遂行状況報告を兼ねる場合は、括弧書きを追記して提出すること。
- (※) 園芸作物生産転換促進事業を実施する場合は、別表1の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第5号（第13関係）

平成〇〇年度新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち

{ 園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）
 加工・業務用野菜生産基盤強化事業 } (※) 遂行状況報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
 (別表2に定める交付決定者名を記入)

補助事業者名
 (都道府県名)
 所在地
 代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱の第13の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事業の遂行状況				備 考
		第3四半期までに 完了したもの		第4四半期以降に実 施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%	円		

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費毎に記載すること。
 2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。
 (※) 園芸作物生産転換促進事業を実施する場合は、別表1の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第6号（第14第1項関係）

平成〇〇年度新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち

{ 園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）
加工・業務用野菜生産基盤強化事業 } (※) 実績報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿

（別表2に定める交付決定者名を記入）

補助事業者名
（都道府県名）
所在地
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱の第14第1項の規定により、その実績を報告する。

また、併せて精算額として新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金〇〇〇円の交付を請求する。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請書の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、平成〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（変更前を上段括弧書で二段書）
3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しを添付すること。
4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付した年月日を記載すること。
(※) 園芸作物生産転換促進事業を実施する場合は、別表1の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第7号（第14第3項関係）

平成〇〇年度新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち

{ 園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）
加工・業務用野菜生産基盤強化事業 } (※)

の消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

交付決定者 殿
(別表2に定める交付決定者名を記入)

補助事業者名
(都道府県名)
所在地
代表者の役職及び氏名 印

平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金のうち園芸作物生産転換促進事業について、新しい園芸産地づくり支援事業推進費補助金交付要綱の第14第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|---|---|---|
| 1 適正化法第15条の補助金の額の確定額
(平成〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のために必要となる、以下の資料を添付すること。
・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等が該当する場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

[

]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合はすべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

(※) 園芸作物生産転換促進事業を実施する場合は、別表 1 の経費欄に定める該当事業名を括弧書きで記載すること。

別記様式第8号（第19関係）

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名		地区		事業実施年度		平成 年度		農林水産省所管補助金名									
施設等 名 称	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分			処分制限期間		処分の状況		摘要		
	事業種目 (事業細 目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又 は 設置場所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	総事業費	負 担 区 分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承 認 年月日		処分の 内 容	
									交付金	市町村	その他						
	計																
	計																
	合 計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別記様式第9号（第21関係）

平成〇〇年度
農林水産省所管

園芸作物生産転換促進事業（〇〇事業）補助金調書

国			地 方 公 共 団 体 名										備 考
			歳 入			歳 出							
補助事業名	交付決定の額	補助率	科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫補助金相当額	支出済額	うち国庫補助金相当額	翌年度繰越額	うち国庫補助金相当額	
〇〇事業 〇〇費 〇〇費 その他	円			円	円		円	円	円	円	円	円	

記載要領

- 「補助事業名」欄には、補助事業等の名称のほか、当該補助事業等に要する経費の配分を記載すること。この場合において、経費の配分の記載は、補助条件等によりその変更を禁止され、又はその変更につき承認を要するものとされている経費の配分のみを特記し、その他の経費の配分は、「その他」として一括記載すること。
- 「科目」欄には、歳入にあつては款、項、目及び節を、歳出にあつては款、項、及び目をそれぞれ記載すること。ただし、「補助事業名」欄に特記した経費に対応する地方公共団体の歳出予算の経費が目の内訳の経費であるときは、歳出の「科目」欄には、その目の内訳までを記載すること。
- 「予算現額」欄には、歳入にあつては当初予算額、追加更正予算額等に区分してそれぞれの額を、歳出にあつては当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等に区分してそれぞれの額を記載すること。
- 「備考」欄には、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 補助事業等に係る地方公共団体の歳出予算額の繰越（歳出予算額の一部又は全部を執行せず、その執行しなかった部分の額に相当する金額を新たに翌年度予算に計上する場合を含む。）が行われた場合における翌年度に行われる当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準じて別に作成すること。
この場合には、歳入の「科目」欄に「前年度繰越金」の区分を設け、その「予算現額」及び「収入済額」の数字の下にそれぞれ国庫補助金額を内書（ ）すること。

別紙様式第 10 号（第 22 第 2 項関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

番 号
年 月 日

間接補助事業者 殿

所在地
商号名又は名称
代表者の役職及び氏名 印

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加にあたって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることになっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」、「物品・役務」のいずれかを記載すること。
- 2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。
- 3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合は、この限りでない。